

姫路市宿泊事業者緊急支援給付金事業募集要項

姫路市内で宿泊施設を営んでいる事業者のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に深刻な影響を被っているものに対し、姫路市宿泊事業者緊急支援給付金（以下「給付金」という。）を交付する。

■交付対象者

令和2年6月1日において、旅館業法第3条第1項の規定により旅館業の営業の許可を受け、かつ、姫路市内で営業を行っている者で、以下のいずれかに該当しない者。

- (1) 代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に掲げる営業を営む者又は社会通念上当該営業に相当する営業を営む者。
- (3) 国、兵庫県若しくは姫路市又はこれらの者が所有する施設を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により管理する者。
- (4) 給付金の交付に係る施設が専ら研修又は福利厚生を目的としたものである者。
- (5) 平成30年度の市税に滞納がある者。

■交付要件

次の各号のいずれかに該当する場合に、給付金を交付する。

- (1) 基準日までに1年以上継続して現に営業を行っており、かつ、令和2年3月から同年5月までの間に、売上額が前年同月比で30%以上減少している月があること。
- (2) 基準日までに1年未満継続して現に営業を行っている者又は売上額の前年度比較が困難である者は、次のいずれかに該当すること。
 - ア 令和2年3月から同年5月までの各月売上額が、令和元年12月から令和2年2月の3箇月間の平均売上額と比較して30%以上減少している月があること。
 - イ 令和2年3月から同年4月までの間に営業許可を受け、現に営業を行っている交付対象者が同年5月の売上額が同年3月から同年4月までの2箇月間の平均売上額と比較して30%以上減少していること。

■給付金の額

ホテル及び旅館・・・客室数×3万円＝給付金の額

簡易宿所及び下宿・・・1施設 10万円

- ※ 一施設当たりの上限額は、100万円とする。
- ※ 1つの事業者が姫路市において複数の営業許可を受けている場合は、許可を受けている宿泊施設ごとに給付金を交付する。
- ※ 給付金の交付は、対象宿泊施設につき1回とする。

申請手続き等

本事業に係る事務局は、本市より公益社団法人 姫路観光コンベンションビューローへ委託して実施することとし、書類提出、問い合わせ等は同事務局へお問い合わせください。

■申請受付期間

令和2年6月15日（月）～令和2年7月31日（金）※当日消印有効

■申請方法

郵送での申請のみ

■申請に必要な書類（様式1～4はホームページから入手可）

- (1) 姫路市宿泊事業者緊急支援給付金申請書【様式1】
- (2) 姫路市宿泊事業者緊急支援給付金申請要件確認書【様式2】
- (3) 誓約書【様式3】
- (4) 姫路市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書【様式4】
- (5) 添付書類
 - ア 旅館業法に基づく旅館業の許可を受けたことがわかるものの写し
 - イ 帳簿など上記記載の交付要件を満たしていることが確認できる書類の写し
 - ウ 振込先口座の情報が確認できる通帳等の写し
 - エ その他交付対象や要件を確認するために必要と認める書類

■申請書類の郵送先

〒670-0012 姫路市本町68 姫路観光コンベンションビューロー内
姫路市宿泊事業者緊急支援給付金事務局 宛

■その他

- (1) 申請内容に虚偽等が判明した際には、給付金の返還及び同額の違約金を請求する
場合があるととも、当該申請者の事業者名及び対象施設名、その他の申請内容の一部
又は全部を公表する場合がある。
- (2) 給付金の申請手続を行ったものに対して、検査又は報告、是正のための措置を求め
る場合がある。

■お問い合わせ先（平日午前9時～午後5時まで）

姫路市宿泊事業者緊急支援給付金事務局（姫路観光コンベンションビューロー内）
電話（079）287-3655 FAX（079）222-2410